

(雇用保険法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)
 第三条 雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(平成二十五年厚生労働省令第三百三十七号)の一部を次のように改正する。

第一百十條の三第一項第一号口を同号八とし、同号イの次に次のように加える改正規定中(昭和四十四年法律第六十四号)を削る。
 ○厚生労働省令第十五号

水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第四条第二項、第五条第四項、第二十条第一項及び第五十條の三、水道法施行令(昭和三十三年政令第三百三十六号)第五条第二項並びに建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令(昭和四十五年厚生省令第三百四号)第二条第二号イの規定に基づき、水質基準に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年二月二十八日 厚生労働大臣 田村 憲久

水質基準に関する省令等の一部を改正する省令

(水質基準に関する省令の一部改正)

第一条 水質基準に関する省令(平成十五年厚生労働省令第一百号)の一部を次のように改正する。表中五十の項を五十一の項とし、九の項から四十九の項までを一項ずつ繰り下げ、八の項の次に次の一項を加える。

九 亜硝酸態窒素 〇・〇四mg/l以下であること。

(水道法施行規則の一部改正)

第二条 水道法施行規則(昭和三十三年厚生省令第四十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第二号中「十の項から十九の項まで、三十五の項、三十八の項から四十の項まで、四十三の項及び四十四の項」を「九の項、十一の項から二十の項まで、三十六の項、三十九の項から四十一の項まで、四十四の項及び四十五の項」に改め、同項第三号イ中「三十七の項及び四十五の項から五十の項」を「三十八の項及び四十六の項から五十一の項」に改め、同号ロ中「四十一の項及び四十二の項」を「四十二の項及び四十三の項」に改め、同号ハ中「三十六の項まで、三十八の項から四十の項まで、四十三の項及び四十四の項」を「三十七の項まで、三十九の項から四十一の項まで、四十四の項及び四十五の項」に、三の項から八の項」を「三の項から九の項」に、十の項から十九の項まで、三十一の項から三十六の項まで、三十八の項から四十の項まで、四十三の項及び四十四の項」を「十一の項から二十の項まで、三十二の項から三十七の項まで、三十九の項から四十一の項まで、四十四の項及び四十五の項」に改め、同項第四号の表基準の表中三の項から五の項まで、七の項、十一の項、十二の項(海水を原水とする場合を除く。)、二十五の項(浄水処理にオゾン処理を用いる場合及び消毒に次亜塩素酸を用いる場合を除く。)、三十五の項、三十六の項、三十八の項から四十の項まで、四十三の項及び四十四の項の上欄に掲げる事項の項中「十一の項、十二の項」を「十二の項、十三の項」に、二十五の項を「二十六の項」に、三十五の項、三十六の項、三十八の項から四十の項まで、四十三の項及び四十四の項」を「三十六の項、三十七の項、三十九の項から四十一の項まで、四十四の項及び四十五の項」に改め、同表基準の表中六の項、八の項及び三十一の項から三十四の項までの上欄に掲げる事項の項中「三十一の項から三十四の項」を「三十二の項から三十五の項」に改め、同表基準の表中十三の項から十九の項までの上欄に掲げる事項の項中「十三の項から十九の項」を「十四の項から二十の項」に改め、同表基準の表中四十一の項及び四十二の項の上欄に掲げる事項の項中「四十一の項及び四十二の項」を「四十二の項及び四十三の項」に改め、同条第二項第三号中「三十七の項及び四十五の項から五十の項」を「三十八の項及び四十六の項から五十一の項」に改める。

(給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部改正)
 第三条 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(平成九年厚生省令第十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一六価クロム化合物の項の次に次の一項を加える。

亜硝酸態窒素 〇・〇四mg/l以下であること。

別表第一一・二ジクロロエタンの項を削り、同表濁度の項の次に次の一項を加える。

一・二ジクロロエタン 〇・〇〇四mg/l以下であること。

別表第一エピクロロヒドリンの項を削り、同表アミン類の項の次に次の一項を加える。

エピクロロヒドリン 〇・〇一mg/l以下であること。

別表第二一・四一トルエンジアミンの項及び二・六一トルエンジアミンの項を削り、同表スチレンの項の次に次の二項を加える。

二・四一トルエンジアミン 〇・〇〇二mg/l以下であること。

二・六一トルエンジアミン 〇・〇〇一mg/l以下であること。

(水道施設の技術的基準を定める省令の一部改正)

第四条 水道施設の技術的基準を定める省令(平成十二年厚生省令第十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

事項	基準
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、〇・〇〇〇三mg/l以下であること。
水銀及びその化合物	水銀の量に関して、〇・〇〇〇〇五mg/l以下であること。
セレン及びその化合物	セレンの量に関して、〇・〇〇一mg/l以下であること。
鉛及びその化合物	鉛の量に関して、〇・〇〇一mg/l以下であること。
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、〇・〇〇一mg/l以下であること。
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、〇・〇〇〇五mg/l以下であること。
亜硝酸態窒素	〇・〇〇四mg/l以下であること。
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、〇・〇〇一mg/l以下であること。
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	一・〇mg/l以下であること。
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、〇・一mg/l以下であること。
四塩化炭素	〇・〇〇〇二mg/l以下であること。
一・四一ジオキサン	〇・〇〇五mg/l以下であること。
シスー・二一ジクロロエチレン及びトランスー・二一ジクロロエチレン	〇・〇〇四mg/l以下であること。